

水産流通適正化制度の事業者の届出

【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は、**山形県知事又は農林水産大臣への届出が必要**です。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
 - (2) 事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地
 - (3) 採捕事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
 - (4) アワビ、ナマコを採捕する権限
 - (5) 譲渡しの事業の対象の種類（アワビ、ナマコ）
 - (6) 譲渡しを開始しようとする日※
- ※事業の開始が法施行日（R4.12.1）以前である採捕者は、R4.12.1と届出して下さい。

2 添付書類

- (1) 漁業許可証の写し、漁業権行使権を有することを証する書面等
 - (2) 代理人が届出を行う場合は、委任状等
- ※漁協が漁業者に代わって代理届出することが可能です。

3 届出先

届出する者	届出先
漁業権、知事許可漁業者※	都道府県知事
大臣許可漁業者	農林水産大臣

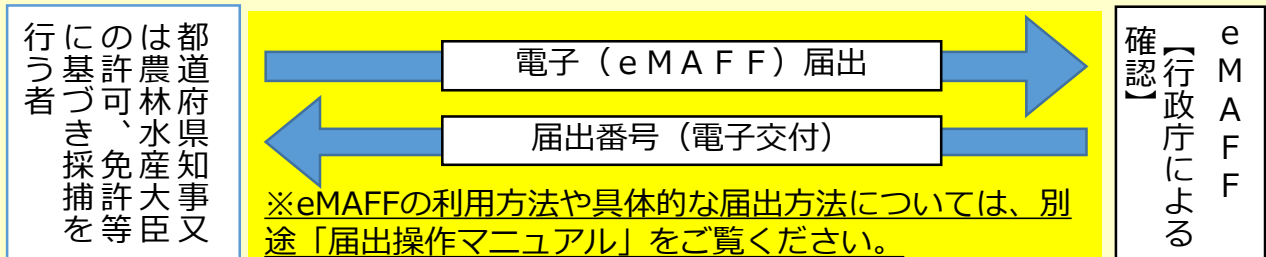
※販売事業を行う漁協は、届出番号を取得することが可能です。

※2つ以上の都道府県知事から知事許可を受けている場合は、農林水産大臣への届出となります。

4 届出方法

原則、電子申請（eMAFF）で届出を行って下さい。行政庁の確認・受理後、**届出者へ届出番号を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。



制度の詳細やeMAFF利用方法については、水産庁のホームページをご覧ください。

水産流通適正化法 届出



水産流通適正化制度において 山形県知事へ届出を行う際に、添付が必要な書類 【漁業者又は漁協が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ等の特定第一種水産動植物を採捕し、譲渡しをする際は、山形県知事又は農林水産大臣への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、**採捕権限を証明する書類等の提出**が必要です。山形県へ届出を行う際は、以下の書類の添付が必要です。
※ e M A F F 又は書面で届出を行った場合でも、添付が必要な書類は同じです。

1 漁業者（個人又は法人）が届出を行い、漁業者が届出番号を取得する場合の添付書類（代理届出を含む）

	知事許可のみを受けた採捕者	免許のみを受けた採捕者（個別）	免許のみを受けた採捕者（団体）	その他のケース※
採捕する権限を証する書類	×	×	○ (行使権一覧又は組合員一覧)	個別にご連絡ください
委任状 【代理人（漁協、行政書士等）が届出する場合】	○	○	○	○

2 漁協が漁業者に代わって届出を行い、漁協が届出番号を取得する場合の添付書類（代理届出を含む）

	知事許可のみを受けた採捕者	免許のみを受けた採捕者（個別）	免許のみを受けた採捕者（団体）	その他のケース※
採捕する権限を証する書類	×	×	×	個別にご連絡ください
漁協が採捕者に代わって販売事業を行うことを証する書類 【事業報告書等】	○	○	○	○
委任状 【代理人（行政書士等）が届出する場合】	○	○	○	○

※ その他の法令の規定による権限に基づき採捕する場合など

